

明日の三次教育創造懇話会

提 言 書

平成25年12月24日

目次

「明日の三次教育創造懇話会」提言 —全市をあげて本気で三次の子どもたちを育てるために—	・・・ 1～4
--	---------

資料編

・平成25年度「明日の三次教育創造懇話会」概要	・・・ 5
・平成25年度「明日の三次教育創造懇話会」委員名簿	・・・ 6
・明日の三次創造懇話会設置要綱	・・・ 7

「明日の三次教育創造懇話会」提言 ー全市をあげて本気で三次の子どもたちを育てるためにー

1 三次と世界の未来を創造する子どもー三次市がめざす子ども像の明確化ー

【学校教育】

ふるさと三次を愛し、誇りに思い、夢をもち学び続ける力と社会の一員として積極的に貢献する志をもった子ども

【社会教育】

生涯にわたって自分をみがき、多くの人とつながりあうことをよろこびとし、協働して未来を切りひらくひと

「みよし教育ビジョン～三次『夢人』育て～」(平成24年3月 三次市教育委員会)

上記に示された子ども像，人間像を踏まえ，学校・家庭・地域において次のような子どもの姿を求めていく。

- ア ふるさと三次の自然や社会に体験を通して親しむ子ども
- イ 友だちや近隣の人々とかかわりたくさんの思い出をもつ子ども
- ウ 学校での学びと実生活や実社会での営みをつなぐ子ども
- エ 実践的で総合的な学力をもち、得意分野を有する子ども
- オ 自分自身と三次や世界の未来に関心をもち、夢や志を抱いて学び続ける子ども

本懇話会は、このような具体的な子どもの姿をイメージしながら、特に「学校教育の創造」と「教育環境づくり」の二点について議論を行った。ここにその結果を提言として示し、その実現に向けて行政が決意を持って取り組むことを強く希望する。

2 三次の環境を生かして、未来を拓く学校教育の創造

(1) 主体的な学びの力を育てるカリキュラムと授業

三次市には緑と水が織りなす豊かな自然が存在する。また、古来から人が生活し、自然と人との調和による持続可能な自然・社会システムとしての里山文化を形成してきた。

それらは今日的な文化や芸術にも発展している。これが、三次の誇る環境である。

- 学校は、三次の環境を教育資源と捉え、様々な機会に子どもたちの直接体験の場として活用する。また、人々とのかかわりを通して学校での学びと実生活や実社会での営みをつなぎ、言語を活用した論理的で実践的な思考力を育成する。このようなカリキュラムを三次教育プランとして開発する。
- 教育委員会は、情報の収集や整理・分析および発信、機会の提供などに努め、プランの実現を推進する。
- 行政は、プランの実現に向けて、三次市として独自に、必要な人材の採用・育成を行う。

(2) 保幼小中高の連携と一貫教育

過疎・少子化という地域の現実を踏まえ、全市をあげて取り組む教育創造に、市立、私立の学校園や民間の教育組織の連携は不可欠である。また、いわゆる教科学力の向上とともに、三次の子どもとしての誇りを持つことや道德教育やキャリア教育、E S D (持続可能な社会の発展のための教育) の観点から、一貫した教育も重要である。

- 教育委員会は、連携や一貫教育の推進を円滑に進めていくことができるような学校園間の協議会を設置する。
- 行政は、幼児教育から後期中等教育までを接続し、一貫教育を行う学校の設立をめざす。

(3) 教職員の資質向上と職場環境の整備

未来を拓く学校教育の創造のためには、意欲や情熱の高まり、意義や責任の自覚など、教職員の資質向上が不可欠である。体験活動やICTに関する研修、特別支援教育や学級経営に関する研修、健康安全や危機管理に関する研修、それらを踏まえた知育・徳育・体育・美育など全人的な視点に立つ授業研究などが求められる。また、それらを可能にする職場環境の整備も重要である。

- 学校や教育委員会は、今日的課題と未来の課題に取り組む教職員の資質向上のための組織的、計画的な研修の場を設定するとともに、職場環境の整備を行う。
- 教職員は、変化する社会と多様な子どもたちに応じた教育の実現のため、日常的に研鑽、研究に努める。
- 行政は、教職員や市民が広く研修や研究、交流を行うことのできる三次市独自の教育センターを置く。

3 全市をあげて取り組む教育的環境づくり

(1) 学校・家庭・地域の連携

子ども育成の場として、学校、家庭、地域の連携は重要である。子どもの育成という共通の目的に基づき、三次市における学校、家庭、地域の教育的役割を確認するとともに、三方がそれぞれを尊重しつつ、必要な部分で助け合うような関係を構築する必要がある。

- 教育委員会は、学校、家庭、地域が相互に期待することやそれぞれが果たすべき役割・責任を確認したり検討したりする連携の場を常設する。

(2) 教育への市民参加と生涯学習につながる教育的環境の整備

教育は地域や世界の未来創造であり、すべての市民に関係することである。広く市民が教育に関心を寄せ、関与し責任をもつような雰囲気づくりやそれを推進する組織づくりが必要である。また、生涯学習の観点から、自己実現やよりよい社会の実現に向けて誰もが学び続ける者として暮らす三次市でありたい。

- 子どもたちの教育に関心を持ち、自らも学び続ける市民が集う拠点をつくる。
- 三次の教育創造が、経済界や産業界などもしっかり手をつなぎ全市的な拡がりをもった総合的な施策として推進されるような市民の協議会を設置する。

三次と世界の 未来を創造する子ども

- ★豊かな環境を教育資源として活用
- ★協議会や教育センターの設置

かかわり
直接体験

特別支援学校 小学校 中学校 高等学校
保育所/幼稚園
〔三次教育プラン〕

- ◎教職員の資質向上
- ◎学校・家庭・地域の連携
- ◎各界との協同
- ◎全市的な拡がり/拠点

学び続ける市民

「明日の三次教育創造懇話会」提言概要図

平成 25 年度「明日の三次教育創造懇話会」概要

1 目的

平成 24 年 3 月に制定した「三次教育ビジョン～三次『夢人』育て～」を具現化するため、教育ビジョンに基づいた今後の具体的な本市教育推進に関して、幅広い視点から検討・協議を行い、三次市教育委員会に提言する。

2 協議事項

- (1) 本市教育に係る強みと取組課題について
- (2) めざす子ども像を育成するための教育環境づくりについて

3 会議経過

会議	期 日	内 容
第 1 回	平成 25 年 7 月 17 日	(1) 三次市教育の現状と課題（事務局から説明） (2) 本市教育の強みと課題について (3) 本市の強みを生かした学校像について
第 2 回	平成 25 年 9 月 3 日	(1) めざす子ども像育成のための学校の役割について (2) めざす子ども像育成のための教育環境づくりについて
第 3 回	平成 25 年 10 月 23 日	(1) 提言案の検討

平成 25 年度「明日の三次教育創造懇話会」委員名簿

(順不同, 敬称略, 所属・職名等は委嘱当時)

役 職	氏 名	所 属・職名等
会 長	朝 倉 淳	広島大学・教授
副会長	藤 永 芳 純	大阪教育大学・名誉教授
委 員	岡 崎 薫	三次市キャラバン・メイト
委 員	梶 原 督 三	三次高等学校・校長
委 員	黒 田 明 憲	NPO法人みよし子育て学び支援あすなろ・理事長
委 員	田 村 眞 司	三次市住民自治組織連合会・会長
委 員	富野井 利 弘	J A三次・専務
委 員	西 田 早 苗	三次市立三良坂小学校・校長
委 員	久 行 愛	三次市保育所保護者連合会・ブロック長
委 員	藤 川 美 穂	県立広島大学・4 回生
委 員	細 川 喜一郎	三次商工会議所・副会頭
委 員	山 本 伸 也	三次市PTA連合会・会長

明日の三次教育創造懇話会設置要綱

(設置)

第1条 教育委員会は、「みよし教育ビジョン～三次『夢人』育て～」(平成24年3月制定。以下「教育ビジョン」という。)を具現化するため、明日の三次教育創造懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 教育ビジョンに基づいた三次の教育推進に関する提言を行うこと。
- (2) その他、教育委員会が必要と認める事項。

(組織)

第3条 懇話会は、15人以内の委員で組織する。

- 2 委員は、教育に関する識見を有し、本市教育に対する高い関心を有する者のうちから、教育委員会が任命し、又は委嘱する。
- 3 委員の任期は、任命又は委嘱した日から起算して当該年度の終了する日までとする。ただし、再任は妨げない。
- 4 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報償費)

第4条 委員が懇話会の会議に出席した時は、三次市報償費支払基準に基づき報償費を支給する。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に、会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月26日から施行する。